

学生教育研究災害傷害保険のご案内

慶應義塾大学 学生部

※ 塾生は全員本保険に加入しています。ご本人による手続き・費用負担は不要です ※

学生教育研究災害傷害保険とは

本塾では学部・大学院の学生を対象に、国内外における教育研究活動中の**不慮の事故**に対する補償救済措置として、**学生教育研究災害傷害保険**（略称＝学研災）に加入しています。病気はこの保険の対象となりません。

（学研災の保険料は大学が全額負担しており、保険の種類は、死亡、後遺症障害、医療保険金、入院加算金で、それぞれ事故のケース、治療日数、費用により金額は異なります。）

対象となる活動範囲

「**教育研究活動中**」の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った時。

「教育研究活動中」とは

1 正課中（講義、実験、実習、演習、実技による授業を受講している間。次に掲げる間を含みます。）

（※正課中であっても学外で活動する場合、所定の手続きが必要です。）

① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。但し、学生の私生活にかかる場所において、これらに従事している間を除きます。

② 指導教員の指示に基づき授業の準備、後始末を行っている間、又は授業を行う場所、大学の図書館・資料室・語学学習施設において研究活動を行っている間。

2 学校行事に参加している間

大学の主催する式典、オリエンテーション等教育活動の一環として、学校行事に参加している間。

3 1、2 以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動の為に所有し、使用・管理している施設内にいる間。但し寄宿舍、大学が禁じた時間・場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

4 学校施設外で**大学に届け出た課外活動**を行っている間

大学の規則に則った所定の手続により**大学の認めた学内学生団体（＝公認学生団体）**の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。但し、山岳登攀やハンググライダー等の危険なスポーツ（リュージュ、スカイダイビング、外洋におけるヨット操縦その他これらに類する危険な運動）を行っている間を除きます。

「学外行事届」の提出について

公認学生団体やゼミ・研究会が学校施設外で活動をする際には、「学外行事届」の提出が必須です。本届出が受理されて初めて**大学に認められた活動**とみなされます。届出は、K-Supportにログインし、「Apps」の「学生団体活動支援システム」にて作成することが可能です。提出期限や申請方法の詳細については、「学外行事・海外活動の申請手続き」を参照してください。

通学中等傷害危険担保特約とは

この特約は、学生（被保険者）の住居と学校施設等との間の往復中又は学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

・適用区間【通学中・学校施設等相互間の移動中】

大学の授業等、学校行事、ゼミ合宿およびフィールドワーク又は課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く）により、被保険者の住居と学校施設等（大学の施設内に入るまで）とを往復する間をいう。（※正課においても学外で活動する場合は所定の手続きが必要です）

また、相互間の移動とは、上記と同様の条件で、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事、ゼミ合宿又は課外活動の行われる場所の移動中をさす。

事故発生から保険金が支払われるまで

① 学生部・学生課 学生生活担当への事故の連絡

所属キャンパスの学生部・学生課 学生生活担当窓口へ連絡後、保険適用条件を満たすか否かを確認のうえ、事故通知の作成・送付をする。

※事故発生から30日以内に下記のいずれかの方法にて、東京海上日動の学校保険コーナー（東京）へ送付。

※現住所が、保証人住所と異なる場合にはその他連絡先も入力してください。

（１）事故通知システム

【PC・スマートフォン】

https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_1/index.do

【携帯版】

https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_4/index.do



（２）FAX

050-3730-6915

※FAX用フォームは、以下にて取得することが可能。

http://www.jees.or.jp/gakkensai/docs/publish/jikotsuchi_fax2018.pdf

（３）事故通知はがき

はがきは、所属キャンパスの学生部・学生課 学生生活担当窓口にて受け取ること。



〈治療および治療終了後〉



② 保険金請求書の記入

「保険金請求書」を学生部・学生課 学生生活担当で受領し、必要事項を記入の上、学校証明印をもらう

※保険金請求額によっては医師の診断書が必要



③ 保険会社へ送付（塾生自身が送る。）



④ 保険金の受け取り

指定した銀行口座に、保険会社から振込

<お問い合わせ>

三田・日吉キャンパス

→ 学生部 学生生活担当または研究科事務室

信濃町・矢上・芝共立キャンパス

→ 学生課 学生生活担当

湘南藤沢キャンパス

→ 事務室 学生担当学生支援グループ

（看護医療学部と健康マネジメント研究科は看護医療学部事務室）

※詳しくは『学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり』をご参照ください。